

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第9号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

瀬戸市公印規則（昭和32年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の類	形 式	書 体	寸 法	用 途	管 守 者	公印の類	形 式	書 体	寸 法	用 途	管 守 者
<省略>						<省略>					
市長印	瀬 戸 市 長 印	古印体	17 × 17	子算を用いて行 電計機利し発す公書	情報課長及び高齢者福祉課長	市長印	瀬 戸 市 長 印	古印体	17 × 17	子算を用いて行 電計機利し発す公書	<u>情報課長</u> <u>市民課長</u> <u>高齢者福祉課長</u> <u>及び</u> <u>こども家庭課長</u>

<省略>				
市職 代者	長務 理印	瀬戸市 職務代 理者	古印 体	17 17
<省略>				
				情報課長及び高齢者福祉課長 子算を用て行る文 電計機利し発す公書

<省略>				
市職 代者	長務 理印	瀬戸市 職務代 理者	古印 体	17 17
<省略>				
				情報課長及び市民課長 子算を用て行る文 電計機利し発す公書

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。